養父市記者発表資料　　2026 年 11 月 10 日

アンダーツリー株式会社と
災害時における施設使用等に関する協定の締結

養父市とアンダーツリー株式会社（大阪市西区）は、「災害時における施設使用等に関する協定」を締結します。この協定は、養父市内でアンダーツリー株式会社が運営する「キコーナ八鹿店」の施設を災害発生時等に市民が命を守る避難行動の選択肢の一つである車中避難の駐車場提供、及び災害復旧活動時における各団体の災害復旧車両の待機場所として当該施設の提供を受けるものです。アンダーツリー株式会社の企業理念である「街の灯り。心の灯り。」に基づく地域貢献の一環としての取り組みの一つです。養父市では、災害復旧車両の駐車場確保の協定は初めてです。

１日　時　　2026 年 11 月 10 日（火）　午前 10 時から

２場　所　　養父市役所２階　第１会議室　（養父市八鹿町八鹿 1675 番地）

３締結先　　名　称：アンダーツリー株式会社
所在地：大阪府大阪市西区西本町１丁目２番８号
設　立：1984 年３月 21 日
店舗数：147 店舗（2026 年 10 月末現在）
兵庫県 32 店舗（うち但馬３店舗　豊岡・八鹿・和田山）
事業概要：パチンコ・スロットホールを展開するアミューズメント企業

４式典内容　　(1) 開会
(2) 出席者紹介
(3) 趣旨説明
(4) 協定書交換
(5) あいさつ　・養父市長　大林　賢一
・キコーナ八鹿店　店長　佐藤　大　様

５協定概要　　・災害発生時等に市民が命を守る避難行動の選択肢の一つである車中避難の駐車場提供、及び災害復旧活動時の各団体の災害復旧車両の待機場所としてキコーナ八鹿店の駐車場の提供を受ける。
・提供施設＝店外トイレを含む駐車場（344 台駐車可能）
※本庁舎から直線距離で 250m

６そ　の　他　　アンダーツリー株式会社の協定実績は、2026 年 10 月末時点で全国 41 件、うち県内５件、うち但馬では、キコーナ豊岡店の立体駐車場を車両安全確保場所として地域コミュニティ組織に提供できる協定を締結している。

【問合せ】
危機管理室　防災安全課　　課長：宿南　丈治　　担当者：津崎　宏行
電話：079-662-2899

「災害時における施設利用等に関する協定」締結式

と き　令和8年 11 月 10 日（火）
午前 10 時から
ところ　養父市役所2階　第1会議室

（1）開　　会

（2）出席者紹介

（3）趣旨の説明

（4）協定締結

（5）あいさつ
・養父市長　大林　賢一
・アンダーツリー株式会社
八鹿店　店長　佐藤　大　様

（6）質疑応答

（7）記念撮影

（8）閉　　会

災害時における施設使用等に関する協定書

兵　庫　県　養　父　市

アンダーツリー株式会社

災害時における施設使用等に関する協定書

養父市（以下「甲」という。）とアンダーツリー株式会社（以下「乙」という。）は、養父市において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時における施設使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第１条　乙は、甲に対し、甲が災害時に次の施設（以下「使用物件」という。）を使用することを了承する。ただし、使用物件の使用範囲及び駐車台数については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

所　在　地	施　設　名
兵庫県養父市八鹿町八鹿 1535 番地 1	キコーナ　八鹿店

（使用目的等）

第２条　乙は、甲の要請により、災害時の車中避難場所及び災害対応車両駐車場所等として、使用物件を使用させるものとする。ただし、乙の業務に支障が生じるおそれがある場合は、その都度、甲乙協議するものとする。

２　災害時における使用物件の使用期間については、３日間を限度とする。ただし、災害の状況により当該期間を延長する必要がある場合は、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（使用中の事故に対する責任）

第３条　乙は、甲及び避難者が使用物件を使用した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第４条　災害時における使用物件の使用料は、無料とする。

２　甲は、この協定に基づき使用物件を使用したことにより生じた破損等について、原状回復のための費用を負担する。この場合において、費用負担の額、方法等については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から１年間とする。ただし、甲又は乙から期間満了の１か月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に１年間同一の条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、やむを得ない事情がある場合には、相手方に対し 30 日以上の予告期間をもって書面で通知することにより、この契約を解約することができるものとする。

（連絡体制の構築）

第６条　この協定の有効期間中においては、毎年度、甲乙双方の担当者、連絡方法等を確認するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、双方１通を保管する。

令和８年 11 月 10 日

甲　兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

兵庫県養父市
養 父 市 長　大林　賢一

乙　大阪府大阪市西区西本町１丁目２番８号

アンダーツリー株式会社
代表取締役　前澤　酉匡